



愛媛県報

発行 愛媛県

令和4年12月23日金曜日 第370号外2

◇ 目 次 ◇

人事委員会規則

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則.....（人事委員会事務局）..... 1
 期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則.....（ " ）..... 6

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則7 1247

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年12月23日

愛媛県人事委員会委員長 安藤 潔

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 43）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後									改正前								
別表第33（第22条関係） 昇格時号給対応表									別表第33（第22条関係） 昇格時号給対応表								
1 行政職給料表昇格時号給対応表									1 行政職給料表昇格時号給対応表								
昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇格後の号給								昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇格後の号給							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級		2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1～58	省略								1～58	省略							
59	<u>25</u>	省略							59	<u>26</u>	省略						
60	省略								60	省略							
61	<u>26</u>	省略							61	<u>27</u>	省略						
62	<u>26</u>	省略							62	<u>27</u>	省略						
63	<u>27</u>	省略							63	<u>28</u>	省略						
64	<u>27</u>	省略							64	<u>28</u>	省略						
65	<u>27</u>	省略							65	<u>29</u>	省略						
66	<u>28</u>	省略							66	<u>29</u>	省略						
67	<u>28</u>	省略							67	<u>30</u>	省略						
68	<u>28</u>	省略							68	<u>30</u>	省略						
69	<u>29</u>	省略							69	<u>31</u>	省略						
70	<u>29</u>	省略							70	<u>31</u>	省略						
71	<u>30</u>	省略							71	<u>32</u>	省略						
72	<u>30</u>	省略							72	<u>32</u>	省略						
73	<u>31</u>	省略							73	<u>33</u>	省略						
74	<u>31</u>	省略							74	<u>33</u>	省略						
75	<u>32</u>	省略							75	<u>34</u>	省略						
76	<u>32</u>	省略							76	<u>34</u>	省略						

77	<u>33</u>	省略					
78	<u>33</u>	省略					
79	<u>34</u>	省略					
80	<u>34</u>	省略					
81	<u>35</u>	省略					
82	<u>35</u>	省略					
83	<u>36</u>	省略					
84	<u>36</u>	省略					
85	<u>37</u>	省略					
86	<u>37</u>	省略					
87	<u>38</u>	省略					
88	<u>38</u>	省略					
89	<u>39</u>	省略					
90	<u>39</u>	省略					
91	<u>40</u>	省略					
92	<u>40</u>	省略					
93	<u>41</u>	省略					
94～125	省略						

2 省略

3 研究職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1～53	省略			
54	<u>25</u>	省略		
55	<u>26</u>	省略		
56	<u>26</u>	省略		
57	<u>27</u>	省略		
58	<u>27</u>	省略		
59	<u>28</u>	<u>21</u>	省略	
60	<u>28</u>	省略		
61	<u>29</u>	<u>22</u>	省略	
62	<u>29</u>	<u>22</u>	省略	
63	<u>30</u>	<u>23</u>	省略	
64	<u>30</u>	<u>23</u>	省略	
65	31	<u>23</u>	省略	
66	<u>31</u>	<u>24</u>	省略	
67	32	<u>24</u>	省略	
68	32	<u>24</u>	省略	
69	33	<u>25</u>	省略	
70	33	<u>25</u>	省略	
71	34	<u>26</u>	省略	
72	34	<u>26</u>	省略	

77	<u>35</u>	省略					
78	<u>35</u>	省略					
79	<u>36</u>	省略					
80	<u>36</u>	省略					
81	<u>37</u>	省略					
82	<u>37</u>	省略					
83	<u>38</u>	省略					
84	<u>38</u>	省略					
85	<u>39</u>	省略					
86	<u>39</u>	省略					
87	<u>40</u>	省略					
88	<u>40</u>	省略					
89	<u>41</u>	省略					
90	<u>41</u>	省略					
91	<u>42</u>	省略					
92	<u>42</u>	省略					
93	<u>43</u>	省略					
94～125	省略						

2 省略

3 研究職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1～53	省略			
54	<u>26</u>	省略		
55	<u>27</u>	省略		
56	<u>28</u>	省略		
57	<u>29</u>	省略		
58	<u>29</u>	省略		
59	<u>29</u>	<u>22</u>	省略	
60	<u>30</u>	省略		
61	<u>30</u>	<u>23</u>	省略	
62	<u>30</u>	<u>23</u>	省略	
63	<u>31</u>	<u>24</u>	省略	
64	<u>31</u>	<u>24</u>	省略	
65	31	<u>25</u>	省略	
66	<u>32</u>	<u>25</u>	省略	
67	32	<u>25</u>	省略	
68	32	<u>26</u>	省略	
69	33	<u>26</u>	省略	
70	33	<u>26</u>	省略	
71	34	<u>27</u>	省略	
72	34	<u>27</u>	省略	

73	省略		
74	35	<u>27</u>	省略
75 ~ 85	省略		
86	<u>41</u>	省略	
87	<u>42</u>	省略	
88	<u>42</u>	省略	
89	<u>43</u>	省略	
90	<u>43</u>	省略	
91	<u>44</u>	省略	
92	<u>44</u>	省略	
93	<u>45</u>	省略	
94	<u>46</u>	省略	
95	<u>47</u>	省略	
96 ~ 101	省略		
102	<u>53</u>	省略	
103	<u>54</u>	省略	
104	<u>54</u>	省略	
105	<u>55</u>	省略	
106	<u>55</u>	省略	
107	<u>56</u>	省略	
108	<u>56</u>	省略	
109	<u>57</u>	省略	
110	<u>57</u>	省略	
111	<u>57</u>	省略	
112	<u>58</u>	省略	
113	<u>58</u>	省略	
114	<u>58</u>	省略	
115	<u>59</u>	省略	
116	<u>59</u>	省略	
117	<u>59</u>	省略	
118	<u>60</u>	省略	
119	<u>60</u>	省略	
120	<u>60</u>	省略	
121	<u>61</u>	省略	

4 医療職給料表(→)昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
1 ~ 50	省略		
51	<u>27</u>	省略	
52	<u>27</u>	省略	
53	<u>28</u>	省略	
54	<u>28</u>	省略	
55	<u>28</u>	省略	
56	<u>28</u>	省略	

73	省略		
74	35	<u>28</u>	省略
75 ~ 85	省略		
86	<u>42</u>	省略	
87	<u>43</u>	省略	
88	<u>44</u>	省略	
89	<u>45</u>	省略	
90	<u>45</u>	省略	
91	<u>46</u>	省略	
92	<u>46</u>	省略	
93	<u>47</u>	省略	
94	<u>47</u>	省略	
95	<u>48</u>	省略	
96 ~ 101	省略		
102	<u>54</u>	省略	
103	<u>55</u>	省略	
104	<u>56</u>	省略	
105	<u>57</u>	省略	
106	<u>57</u>	省略	
107	<u>57</u>	省略	
108	<u>58</u>	省略	
109	<u>58</u>	省略	
110	<u>58</u>	省略	
111	<u>59</u>	省略	
112	<u>59</u>	省略	
113	<u>59</u>	省略	
114	<u>60</u>	省略	
115	<u>60</u>	省略	
116	<u>60</u>	省略	
117	<u>61</u>	省略	
118	<u>61</u>	省略	
119	<u>62</u>	省略	
120	<u>62</u>	省略	
121	<u>63</u>	省略	

4 医療職給料表(→)昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
1 ~ 50	省略		
51	<u>28</u>	省略	
52	<u>28</u>	省略	
53	<u>29</u>	省略	
54	<u>29</u>	省略	
55	<u>29</u>	省略	
56	<u>29</u>	省略	

57	<u>29</u>	省略	
58	<u>29</u>	省略	
59	<u>29</u>	省略	
60	省略		
61	<u>30</u>	省略	
62	<u>30</u>	省略	
63・64	省略		
65	<u>31</u>	省略	
66～97	省略		

5 医療職給料表(□)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1～65	省略					
66	<u>37</u>	省略				
67	<u>38</u>	省略				
68	<u>38</u>	省略				
69	<u>39</u>	省略				
70	<u>39</u>	省略				
71	<u>40</u>	省略				
72	<u>40</u>	省略				
73	<u>41</u>	省略				
74	<u>41</u>	省略				
75	<u>42</u>	省略				
76	<u>42</u>	省略				
77	省略					
78	<u>43</u>	省略				
79～113	省略					

6 省略

7 中学校・小学校教育職員給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
1～50	省略		
51	<u>41</u>	省略	
52	省略		
53	<u>42</u>	省略	
54	<u>42</u>	省略	
55	<u>43</u>	省略	
56	<u>43</u>	省略	
57	<u>43</u>	省略	
58	<u>44</u>	省略	
59	<u>44</u>	省略	
60	<u>44</u>	省略	

57	<u>30</u>	省略	
58	<u>30</u>	省略	
59	<u>30</u>	省略	
60	省略		
61	<u>31</u>	省略	
62	<u>31</u>	省略	
63・64	省略		
65	<u>32</u>	省略	
66～97	省略		

5 医療職給料表(□)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1～65	省略					
66	<u>38</u>	省略				
67	<u>39</u>	省略				
68	<u>40</u>	省略				
69	<u>41</u>	省略				
70	<u>41</u>	省略				
71	<u>41</u>	省略				
72	<u>42</u>	省略				
73	<u>42</u>	省略				
74	<u>42</u>	省略				
75	<u>43</u>	省略				
76	<u>43</u>	省略				
77	省略					
78	<u>44</u>	省略				
79～113	省略					

6 省略

7 中学校・小学校教育職員給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
1～50	省略		
51	<u>42</u>	省略	
52	省略		
53	<u>43</u>	省略	
54	<u>43</u>	省略	
55	<u>44</u>	省略	
56	<u>44</u>	省略	
57	<u>45</u>	省略	
58	<u>45</u>	省略	
59	<u>45</u>	省略	
60	<u>46</u>	省略	

61	<u>45</u>	省略	
62	<u>45</u>	省略	
63	<u>46</u>	省略	
64	<u>46</u>	省略	
65	省略		
66	<u>47</u>	省略	
67～69	省略		
70	<u>49</u>	省略	
71	<u>50</u>	省略	
72	<u>50</u>	省略	
73	<u>51</u>	省略	
74	<u>51</u>	省略	
75	<u>52</u>	省略	
76	<u>52</u>	省略	
77	<u>53</u>	省略	
78	<u>53</u>	省略	
79	<u>54</u>	省略	
80	<u>54</u>	省略	
81	<u>55</u>	省略	
82	<u>55</u>	省略	
83	<u>56</u>	省略	
84	<u>56</u>	省略	
85	<u>57</u>	省略	
86	<u>58</u>	省略	
87	<u>59</u>	省略	
88～157	省略		

7の2・7の3 省略

8 高等学校等教育職員給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
1～58	省略		
59	<u>33</u>	省略	
60	省略		
61	<u>34</u>	省略	
62	<u>34</u>	省略	
63	<u>35</u>	省略	
64	<u>35</u>	省略	
65	<u>35</u>	省略	
66	<u>36</u>	省略	
67	<u>36</u>	省略	
68	<u>36</u>	省略	
69	<u>37</u>	省略	
70	<u>38</u>	省略	
71	<u>39</u>	省略	

61	<u>46</u>	省略	
62	<u>46</u>	省略	
63	<u>47</u>	省略	
64	<u>47</u>	省略	
65	省略		
66	<u>48</u>	省略	
67～69	省略		
70	<u>50</u>	省略	
71	<u>51</u>	省略	
72	<u>52</u>	省略	
73	<u>53</u>	省略	
74	<u>53</u>	省略	
75	<u>54</u>	省略	
76	<u>54</u>	省略	
77	<u>55</u>	省略	
78	<u>55</u>	省略	
79	<u>56</u>	省略	
80	<u>56</u>	省略	
81	<u>57</u>	省略	
82	<u>57</u>	省略	
83	<u>58</u>	省略	
84	<u>58</u>	省略	
85	<u>59</u>	省略	
86	<u>59</u>	省略	
87	<u>60</u>	省略	
88～157	省略		

7の2・7の3 省略

8 高等学校等教育職員給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
1～58	省略		
59	<u>34</u>	省略	
60	省略		
61	<u>35</u>	省略	
62	<u>35</u>	省略	
63	<u>36</u>	省略	
64	<u>36</u>	省略	
65	<u>37</u>	省略	
66	<u>37</u>	省略	
67	<u>38</u>	省略	
68	<u>38</u>	省略	
69	<u>39</u>	省略	
70	<u>39</u>	省略	
71	<u>40</u>	省略	

72～81	省略		
82	<u>45</u>	省略	
83	<u>46</u>	省略	
84	<u>46</u>	省略	
85	<u>47</u>	省略	
86	<u>47</u>	省略	
87	<u>48</u>	省略	
88	<u>48</u>	省略	
89	<u>49</u>	省略	
90	<u>49</u>	省略	
91	<u>50</u>	省略	
92	<u>50</u>	省略	
93	<u>51</u>	省略	
94	<u>51</u>	省略	
95	<u>52</u>	省略	
96	<u>52</u>	省略	
97	<u>53</u>	省略	
98	<u>53</u>	省略	
99	<u>54</u>	省略	
100	<u>54</u>	省略	
101	省略		
102	<u>55</u>	省略	
103～153	省略		

72～81	省略		
82	<u>46</u>	省略	
83	<u>47</u>	省略	
84	<u>48</u>	省略	
85	<u>49</u>	省略	
86	<u>49</u>	省略	
87	<u>50</u>	省略	
88	<u>50</u>	省略	
89	<u>51</u>	省略	
90	<u>51</u>	省略	
91	<u>52</u>	省略	
92	<u>52</u>	省略	
93	<u>53</u>	省略	
94	<u>53</u>	省略	
95	<u>53</u>	省略	
96	<u>54</u>	省略	
97	<u>54</u>	省略	
98	<u>54</u>	省略	
99	<u>55</u>	省略	
100	<u>55</u>	省略	
101	省略		
102	<u>56</u>	省略	
103～153	省略		

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則7 1248

期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年12月23日

愛媛県人事委員会委員長 安 藤 潔

期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

第14条 期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 204）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（勤勉手当の成績率）</p> <p>第14条 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（次条において「再任用職員」という。）以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内を基本として、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の職員給与条例第19条の4第1項又は教育職員給与条例第19条の4第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いを</p>	<p>（勤勉手当の成績率）</p> <p>第14条 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（次条において「再任用職員」という。）以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内を基本として、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の職員給与条例第19条の4第1項又は教育職員給与条例第19条の4第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いを</p>

することができる。

- (1) 勤務成績が特に優秀な職員 100分の125以上100分の210以下 (職員給与と条例第19条第2項に規定する特定幹部職員(以下この条及び次条において「特定幹部職員」という。)にあつては、100分の149以上100分の250以下)
- (2) 勤務成績が優秀な職員 100分の113.5以上100分の125未満 (特定幹部職員にあつては、100分の134.5以上100分の149未満)
- (3) 勤務成績が良好な職員 100分の102 (特定幹部職員にあつては、100分の122)
- (4) 勤務成績が良好でない職員 100分の93.5以下 (特定幹部職員にあつては、100分の112.5以下)

2 前項第1号の場合において、当該職員(特定幹部職員を除く。)が業務成績の向上、能率の増進、発明考案等により、職務上特に功績があり、表彰を受けた場合又はこれに準ずる場合の成績率は、100分の210とする。

3 省略

第14条の2 再任用職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内を基本として、任命権者が定めるものとする。

- (1) 勤務成績が優秀な職員 100分の52以上 (特定幹部職員にあつては、100分の62以上)
- (2) 勤務成績が良好な職員 100分の48.5 (特定幹部職員にあつては、100分の58.5)
- (3) 勤務成績が良好でない職員 100分の46.5以下 (特定幹部職員にあつては、100分の56.5以下)

2 省略

することができる。

- (1) 勤務成績が特に優秀な職員 100分の115以上100分の190以下 (職員給与と条例第19条第2項に規定する特定幹部職員(以下この条及び次条において「特定幹部職員」という。)にあつては、100分の139以上100分の230以下)
- (2) 勤務成績が優秀な職員 100分の103.5以上100分の115未満 (特定幹部職員にあつては、100分の124.5以上100分の139未満)
- (3) 勤務成績が良好な職員 100分の92 (特定幹部職員にあつては、100分の112)
- (4) 勤務成績が良好でない職員 100分の83.5以下 (特定幹部職員にあつては、100分の102.5以下)

2 前項第1号の場合において、当該職員(特定幹部職員を除く。)が業務成績の向上、能率の増進、発明考案等により、職務上特に功績があり、表彰を受けた場合又はこれに準ずる場合の成績率は、100分の190とする。

3 省略

第14条の2 再任用職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内を基本として、任命権者が定めるものとする。

- (1) 勤務成績が優秀な職員 100分の47以上 (特定幹部職員にあつては、100分の57以上)
- (2) 勤務成績が良好な職員 100分の43.5 (特定幹部職員にあつては、100分の53.5)
- (3) 勤務成績が良好でない職員 100分の41.5以下 (特定幹部職員にあつては、100分の51.5以下)

2 省略

第2条 期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第14条 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(次条において「再任用職員」という。)以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内を基本として、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の職員給与と条例第19条の4第1項又は教育職員給与と条例第19条の4第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の119以上100分の200以下</u> (職員給与と条例第19条第2項に規定する特定幹部職員(以下この条及び次条において「特定幹部職員」という。)にあつては、<u>100分の143以上100分の240以下</u>) (2) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の107.5以上100分の119未満</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100分の128.5以上100分の143未満</u>) (3) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の96</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100分の112.5以下</u>) 	<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第14条 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(次条において「再任用職員」という。)以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内を基本として、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の職員給与と条例第19条の4第1項又は教育職員給与と条例第19条の4第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の125以上100分の210以下</u> (職員給与と条例第19条第2項に規定する特定幹部職員(以下この条及び次条において「特定幹部職員」という。)にあつては、<u>100分の149以上100分の250以下</u>) (2) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の113.5以上100分の125未満</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100分の134.5以上100分の149未満</u>) (3) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の102</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100分の112.5以下</u>)

は、100分の116)

(4) 勤務成績が良好でない職員 100分の87.5以下(特定幹部職員にあつては、100分の106.5以下)

2 前項第1号の場合において、当該職員(特定幹部職員を除く。)が業務成績の向上、能率の増進、発明考案等により、職務上特に功績があり、表彰を受けた場合又はこれに準ずる場合の成績率は、100分の200とする。

3 省略

第14条の2 再任用職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲を基本として、任命権者が定めるものとする。

(1) 勤務成績が優秀な職員 100分の49以上(特定幹部職員にあつては、100分の59以上)

(2) 勤務成績が良好な職員 100分の45.5(特定幹部職員にあつては、100分の55.5)

(3) 勤務成績が良好でない職員 100分の43.5以下(特定幹部職員にあつては、100分の53.5以下)

2 省略

は、100分の122)

(4) 勤務成績が良好でない職員 100分の93.5以下(特定幹部職員にあつては、100分の112.5以下)

2 前項第1号の場合において、当該職員(特定幹部職員を除く。)が業務成績の向上、能率の増進、発明考案等により、職務上特に功績があり、表彰を受けた場合又はこれに準ずる場合の成績率は、100分の210とする。

3 省略

第14条の2 再任用職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲を基本として、任命権者が定めるものとする。

(1) 勤務成績が優秀な職員 100分の52以上(特定幹部職員にあつては、100分の62以上)

(2) 勤務成績が良好な職員 100分の48.5(特定幹部職員にあつては、100分の58.5)

(3) 勤務成績が良好でない職員 100分の46.5以下(特定幹部職員にあつては、100分の56.5以下)

2 省略

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則第14条第1項及び第2項並びに第14条の2第1項の規定は、令和4年12月1日から適用する。